

第3項 削減目標達成に向けた取組

1 住宅等の消費エネルギー削減

(1) 新築住宅の環境性能向上の啓発

国は、令和7年度から、小規模住宅を含む全ての新築建築物に省エネ基準適合を義務付けました。また、東京都も令和7年度から、大手住宅メーカーを対象として、都内の新築住宅に太陽光発電など再エネ設備の設置を義務付けました。

区は、新築住宅の環境性能の向上に向け、区民・事業者への周知を図り、新築住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化を促進しています。

(2) 既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援

平成18年度から、省エネ効果の高い設備、再エネ設備、蓄電システム、V2H※などを導入する費用の一部を補助し、既存住宅の省エネ化や再エネ導入を促進しています。

※ Vehicle to Home（ビークル・トゥ・ホーム）の略。
電気自動車（EV）から住宅への給電、住宅から電気自動車への充電を可能とする機器。



太陽光発電設備

令和6年度補助実績

補助対象設備	補助対象者と補助上限額	件数（件）	金額（千円）
太陽光発電設備	個人 20万円	288	51,036
	事業者 20万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
蓄電システム	個人 6万円	187	11,180
	事業者 6万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
エネファーム	個人 5万円	115	5,750
	事業者 5万円	0	0
エコキュート	個人 2.5万円	30	750
	事業者 2.5万円	0	0
V2H	個人 10万円	2	200
	事業者 10万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
LED化改修	管理組合 20万円	9	1,800
窓の断熱改修	個人 12万円	175	14,832
	事業者 12万円	1	104
	管理組合 20万円	0	0
合 計		807	85,652



エネファーム



エコキュート

2 環境に配慮したライフスタイルの推進

(1) エコライフチェック

エコライフチェックとは、環境に配慮した行動（エコライフ）を学び、エコライフによるCO₂排出量削減効果を確認（チェック）することで、日常生活での実践につなげる取組です。

令和6年度は、21,278人の参加により1,080kgのCO₂排出量を削減しました。また、エコライフチェックに参加した小中学校に、CO₂吸収量を示した樹木プレートを設置し、身近なみどりの役割を学ぶ環境学習に活用しています。



樹木プレート

(2) ねりまエコ・アドバイザーによる学習支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、環境学習や環境保全活動への助言・協力等を行う、ボランティアです。

令和6年度は、小学校や図書館など延べ6施設で学習支援を行いました。

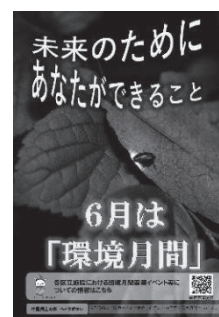


環境学習の様子(小学校)

(3) 環境月間行事

国では、6月5日を「環境の日」と定めており、毎年この日を含む6月を「環境月間」としています。

区では、環境月間にあわせて、区役所やリサイクルセンター、図書館などで環境に関する様々なイベントを実施しています。



環境月間周知ポスター

(4) 省エネの啓発

エネルギー使用量が増加する夏と冬の時期にあわせて、区報やホームページを通じて、家庭でできる省エネの具体的な取組を、省エネ効果や節約額が見える形で紹介しています。

(5) 練馬区民環境行動連絡会の活動支援

「練馬区民環境行動連絡会」は、平成 16 年に策定した「練馬区民環境行動方針」に基づく各プロジェクト間の連絡・調整等を担う組織で、区は活動の支援を行っています。

令和 6 年度は、区民環境行動講演会「みんなで話そう！気候変動！～未来の地球にできること～」を共催しました。

(6) こどもエコクラブの活動支援

(公財)日本環境協会が実施・運営するこどもエコクラブ(子どもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を支援する全国規模の環境活動クラブ)事業の地域事務局として、事業の周知などに協力しています。

令和 6 年度は 15 クラブ 175 名が登録・活動しました。

(7) 練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)

区民、事業者、区などが連携・協力して、日常生活で排出する温室効果ガスを削減するため、平成 22 年 5 月に発足しました。

協議会は 26 会員で構成されており、令和 6 年度は、以下の取組を実施しました。

ア ねりま環境まなびフェスタ

主に小・中学生とその保護者を対象として、環境に対する意識を高めるため、参加・体験型イベント「ねりま環境まなびフェスタ」を区環境部と共催で開催しています。

令和 6 年度は、27 の事業者・団体が参加しました(来場者約 1,700 人)。

イ スタート！エコライフ

区民団体・事業者等が省エネ・省資源・節電など、環境に役立つ暮らしのヒントを展示・紹介しています。

令和 6 年度は 22 団体が参加しました。

ウ こどもエコ・コンクール

小学 3 年生から中学 2 年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを実施しています。

令和 6 年度は、2,749 点の応募があり、入賞作品等は区役所や図書館、四季の香ローズガーデンなど、12 か所で展示しました。

エ ホームページでの普及啓発

地球温暖化や省エネの解説記事をはじめ、家庭での省エネのコツを紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」、動画で学べる「たのしく学ぼう！地球温暖化」、クイズ形式で学べる「ねり☆エコ e-ラーニング」などのコンテンツを公開しています。

オ 事業者向け支援策の周知

国・都・区などが実施する事業者支援策を周知しています。

令和6年度は都 HTT 実施推進ナビゲーター事業と連携した啓発を実施しました。

3 区の率先行動

(1) 公用車の電動化

自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、区が導入する車両は、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、電動車等の環境負荷が少ない自動車を選定しています。

令和6年度には新たに9台の電動車を導入し、令和6年度末現在で56台の電動車を使用しています。

(2) 区役所のさらなる省エネ化

区役所は、省エネ法の「第二種エネルギー管理指定工場」に該当し、毎年度エネルギー使用量等の報告が義務付けられています。また、都の「キャップ&トレード制度」の対象事業所としてCO₂排出総量の削減が義務付けられており、第一計画期間、第二計画期間ともに削減義務率を上回る削減を達成しています。

(3) 区役所のプラスチック削減

「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、庁舎食堂・売店のレジ袋やプラスチック製カトラリーの削減、イベント出展者へプラスチック削減を呼び掛けるチラシの配布など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めています。

また、マイボトルの利用を促進し、プラスチックごみを削減するため、区役所やリサイクルセンターなどにマイボトル用給水機を設置しています。

令和6年度には、新たに4台設置し、令和6年度末時点で21台となっています。

(4) 超高効率燃料電池システムの実証

超高効率燃料電池システムは、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させ、世界最高クラスの発電効率（65％）を実現した燃料電池システムです。

区は、練馬区社会福祉事業団および東京ガス㈱と協働して、令和3年度から、田柄特別養護老人ホームにおいて、システムで発電した電力を施設へ供給し、CO₂排出量の削減効果等を検証しました。



田柄特別養護老人ホームに設置した
超高効率燃料電池システム

(5) 非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時に、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行います。

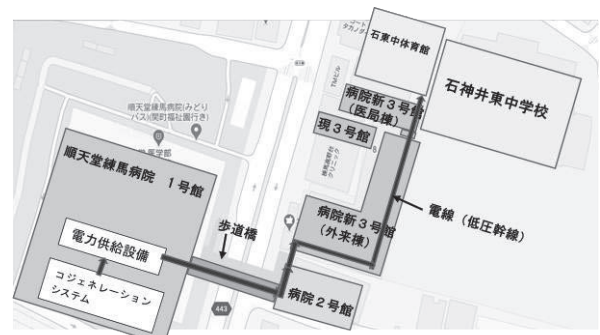
公用車の電気自動車9台、燃料電池自動車2台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備しています。さらに、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用しています。

また、車両から電気を供給する際に使用する外部給電器を、医療救護所10か所および区役所本庁舎に配備しています。

(6) 地域コジェネレーションシステムの運用

コジェネレーションシステムは、天然ガス等を燃料として発電し、その際に出る廃熱を給湯や冷暖房等に利用する、効率的で低炭素なエネルギーシステムです。このシステムを活用して、災害時に、災害拠点病院で発電した電力の一部を近隣の医療救護所へ供給する「地域コジェネレーションシステム」を整備しています。供給された電力は、医療救護所の照明等に利用します。

令和2年度から順天堂練馬病院と石神井東中学校との間で、令和4年度から練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で、それぞれ運用しています。



順天堂練馬病院に整備した地域コジェネレーションシステム

(7) 環境に配慮した電力の導入

区内最大の事業者である区は、事務事業の実施にあたり多くの電力を使用しています。

電力使用に伴うCO₂排出量を削減するため、環境に配慮した電力の導入を進めています。これまでに区立施設 25 施設で、清掃工場のごみ焼却によって発生する熱エネルギーを活用したCO₂排出量の少ない電力を導入してきました。

令和 6 年度からは、区役所練馬庁舎に再生可能エネルギー電力を導入しています。

(8) 区の事務事業による温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策推進法は、地方公共団体に対して、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的とした「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定・公表を義務付けています。区は、本計画を環境基本計画 2023 において位置づけており、区の事務事業による温室効果ガス排出量を令和 12 年（2030 年）度までに、平成 25 年（2013 年）度比 46%削減することを目指しています。

温室効果ガス排出量と項目別実績値

	基準年度 H25 年度 実績値	4 年度 実績値	5 年度 実績値	6 年度 実績値
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)※	48,458	43,085	36,087	37,266
電気使用量(千 kWh)	72,723	67,191	65,635	67,434
都市ガス使用量(千 m ³)	4,556	5,024	4,953	5,315
L P G 使用量(kg)	51,915	41,443	39,642	40,424
重油使用量(ℓ)	413,074	335,810	367,169	362,540
灯油使用量(ℓ)	3,819	1,645	1,177	2,726
地域冷暖房熱使用量(GJ)	15,246	18,677	13,099	10,774
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(ℓ)	220,580	148,849	143,172	133,194
水道使用量(千 m ³)	1,618	1,368	1,433	1,379
用紙使用量 (A4 換算値)(千枚)	112,221	121,010	119,806	122,738
廃棄物排出量(t)	2,606	2,532	2,428	2,439

※ 環境省が「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」における温室効果ガス排出量の標準的な手法を令和 5 年 3 月に改めたことに伴い、区の平成 25 年度以降の排出量を標準的な手法により再算定した。